

ま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年一月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大樹の輪

三 代表者の氏名

吉田 原

四 主たる事務所の所在地

東京都北区滝野川七丁目九番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、人の逝去後に遺骨が安心できる場所に納骨・供養されることの推進を目的として、そのための情報提供を行い、できる限り永代にわたってその遺骨が供養されるように、納骨・永代供養を支援する業務を行う。また、広く一般市民を対象として、人間が人生の最後を迎えるにあたり、自身の意思が尊重されること、人間としての尊厳が守られることを目的として、葬儀・埋葬等に関する知識の啓蒙活動を行う。さらに、広く一般市民を対象として、高齢者等

が消費者トラブルに遭わないことを目的として、生活上発生する様々な問題についての相談受付・支援活動を行う。

これらを通して、地域の生活環境の改善に努めることで人間の尊厳と生活の調和がとれた環境社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年一月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ストレス対処法研究所

三 代表者の氏名

加勇田 修士

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区荻窪四丁目二十一番十号 ドルチェ荻窪

二〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、認知行動療法(CBT)を中心としたカウンセリングおよび心理教育に関する事業を行い、よりよい社会生活の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年二月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人イシュープラスデザイン

三 代表者の氏名

白木 彩智

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋室町三丁目三番三号 CMビル六

F

五 定款に記載された目的

この法人は、地域・日本・世界が抱える様々な社会課題解決のために、市民、大学、企業、自治体、国が連携し、課題解決の企画を構想・実行することで、社会の抱える様々な課題の解決が進み、創造的でありあわせな社会が実現することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年二月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人雇用創生事業団

三 代表者の氏名

小笠原 浩之

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区永田町一丁目十一番四号 永田町パレスサイドビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、すべての一般市民を対象に、心身ともに健康で健全な人生と日常生活を実現することをサポートし、それに必要な各世代・各界への啓蒙活動を行う。加えて、健康にして働く意欲を持ちながらも働く機会に恵まれない各層に対して就労及び収入を得るための雇用を創生することに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人虎ノ門中小企業支援センター

三 代表者の氏名

磯崎 正彦

四 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門三丁目七番五号 ROOTS2ビル

六F

五 定款に記載された目的

この法人は、中小企業及び個人事業主に対して、事業承継及び企業再生に関する相談・支援業務を行い、社会の活性化、企業の健全経営に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年三月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

小名木川商業施設

二 店舗所在地

江東区北砂二丁目十六番一号ほか

三 設置者名

日本貨物鉄道株式会社

四 設置者住所

渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十三番八号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社イトーヨーカ堂ほか七十名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社イトーヨーカ堂ほか七十名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社イトーヨーカ堂ほか二十名

八 変更前の小売業者の住所

港区赤坂七丁目二番二十一号 草月会館八階(株式会社クロスカンパニー)ほか

九 変更後の小売業者の住所

岡山県岡山市北区幸町二番八号(株式会社クロスカンパニー)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名

亀井 淳(株式会社イトーヨーカ堂)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名

戸井 和久(株式会社イトーヨーカ堂)ほか

十二 変更日

平成二十六年六月二十六日ほか

十三 届出日

平成二十七年二月十八日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

平成二十七年三月六日から同年七月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都

条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十六 縦覧時間

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年三月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。
平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

小田急町田駅ビル・小田急バス町田ビル

二 店舗所在地

町田市原町田六丁目十二番二十号ほか

三 設置者名

小田急電鉄株式会社ほか一名

四 設置者住所

渋谷区代々木二丁目二十八番十二号ほか

五	変更前の開店時刻	午前六時三十分ほか	<p>条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までは除く。</p> <p>土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成27年3月6日</p> <p>東京都収用委員会 会長 内山 忠 明</p>
六	変更後の開店時刻	午前六時三十分ほか	
七	変更前の閉店時刻	午後九時ほか	
八	変更後の閉店時刻	午後十時三十分ほか	
九	変更日	平成二十七年三月二十日	
十	届出日	平成二十七年二月二十三日	
十一	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	
十二	縦覧期間	平成二十七年三月六日から同年七月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都	
一	起業者の名称	国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社	
2	事業の種類	東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線	
3	裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等	別記のとおり	
4	土地所有者の氏名及び住所		
5	土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類		
6	裁決手続開始決定年月日		平成27年2月5日

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考		
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名		住所	権利の種類
東京都練馬区東大泉二丁目	1078番2	宅地	173.85 m ²	173.44 m ²	173.44 m ²	株式会社センチュリーホーム	東京都杉並区久我山五丁目5番18号				
	1078番7	宅地	198.51	199.33	199.33						

別記

裁決手続の開始を決定した土地

土地所有者

土地に関して権利を有する関係人

備考

雑報

全国自治宝くじ事務協議会告示第百三十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十七年三月六日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 舩添要一

- 一 名称 第六百七十五回全国自治宝くじ
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 千五百万枚 三十億円
- 四 証券型式 一枚二百円
- 五 発売期間 被封印(被封印された指定部分を削り取ることにより、
一等から六等までの当せんが判明する方法)
平成二十七年四月一日から同月十四日まで
- 六 当せん金支払開始期日 平成二十七年四月一日
- 七 当せん金の額及び当せんの数 当せん本数
- 八 等級 当せん金
- 一等 一億五千万円 二本
- 二等 二千五百万円 四本
- 三等 百万円 二十本
- 四等 十万円 二百本
- 五等 一万円 二千万本
- 六等 千円 二千万本
- 六等 二百円 六百万本
- 計 二百二十七万一千四百三十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百三十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十七年三月六日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 舩添要一

- 一 名称 第六百七十六回全国自治宝くじ
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二千万枚 四十億円
- 四 証券型式 一枚二百円
- 五 発売期間 開封式
平成二十七年四月二十二日から同年五月七日まで
- 六 当せん金期日 平成二十七年五月十一日
- 七 当せん金支払開始期日 平成二十七年五月十八日
- 八 当せん金の額及び当せんの数 当せん本数
- 九 等級 当せん金
- 一等 一億五千万円 二本
- 二等 二千五百万円 四本
- 三等 百万円 二十本
- 四等 十万円 二百本
- 五等 一万円 二千万本
- 六等 千円 二千万本
- 六等 二百円 六百万本
- 六等 七十万円 七十万本
- 計 二百二十二万二千六百二十六本

備考

- 一 等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百三十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十七年三月六日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舛添 要一

第六百七十七回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

千二百五十万枚 二十五億円

一枚二百円

被封印(被封印された指定部分を削り取るにより、

一等から六等までの当せんが判明する方法)

平成二十七年四月二十九日から同年五月十二日まで

平成二十七年四月二十九日

一	名称	当せん金支払開始期日	当せん本数
二	発券銀行等の名称及び所在地	当せん金の額及び当せんの数	当せん金
三	発券の枚及び総額	当せん金	当せん金
四	証券金額	当せん金	当せん金
五	証券型式	当せん金	当せん金
六	発売期間	当せん金	当せん金
七	当せん金支払開始期日	当せん金	当せん金
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん金
九	等級	当せん金	当せん金
一	等	当せん金	当せん金
二	等	当せん金	当せん金
三	等	当せん金	当せん金
四	等	当せん金	当せん金
五	等	当せん金	当せん金
六	等	当せん金	当せん金

計

百五十六万四千四百七十五本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百四十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十七年三月六日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舛添 要一

第六百八十四回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

千二百万枚 二十四億円

一枚二百円

被封印(被封印された指定部分を削り取るにより、

一等から六等までの当せんが判明する方法)

平成二十七年六月二十四日から同年七月七日まで

平成二十七年六月二十四日

一	名称	当せん金支払開始期日	当せん本数
二	発券銀行等の名称及び所在地	当せん金の額及び当せんの数	当せん金
三	発券の枚及び総額	当せん金	当せん金
四	証券金額	当せん金	当せん金
五	証券型式	当せん金	当せん金
六	発売期間	当せん金	当せん金
七	当せん金支払開始期日	当せん金	当せん金
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん金
九	等級	当せん金	当せん金
一	等	当せん金	当せん金
二	等	当せん金	当せん金
三	等	当せん金	当せん金
四	等	当せん金	当せん金
五	等	当せん金	当せん金
六	等	当せん金	当せん金

計

百五十二万七千五百二十八本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百四十一号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成二十七年三月六日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 舛添 要一

- 一 名称 第六百八十三回全国自治宝くじ
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 千二百万枚 二十四億円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封印式(被封印された指定部分を削り取ることにより、
一等から六等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 平成二十七年八月十九日から同年九月一日まで
- 七 当せん金支払開始期日 平成二十七年八月十九日
- 八 当せん金の額及び当せんの数

当せん金	当せん本数
一等	十二本
二等	二十四本
三等	二百四十本
四等	二千三百四十本
五等	一万八千九百八十本
六等	十五万本
計	百四十一万一千二百八十四本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百四十二号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成二十七年三月六日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 舛添 要一

- 一 名称 第六百八十四回全国自治宝くじ
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 千万枚 五十億円
- 四 証券金額 一枚五百円
- 五 証券型式 開封式
- 六 発売期間 平成二十七年九月二日から同月十五日まで
- 七 抽せん期日 平成二十七年九月十七日
- 八 当せん金支払開始期日 平成二十七年九月二十四日
- 九 当せん金の額及び当せんの数

当せん金	当せん本数
一等	二億五千万円 三本
一等の後賞	二千五百万円 六本
二等	千万円 十本
三等	百万円 百本
四等	十万円 二千本
五等	一万円 二万本
六等	五千円 十万本
七等	五百円 百万本
計	百二十二万二千百十九本

十 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百四十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十七年三月六日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 舛添 要一

- 一 名称 別表のとおり
 - 二 発売銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
 - 三 発売の口数及び総額 別表のとおり
 - 四 証券金額 単価一口二百円
 - 五 発売型式 数字選択式
 - 六 発売期間 別表のとおり
 - 七 抽せん期日 別表のとおり
 - 八 当せん証券の種類、当せん金の金額及び当せん金の数 別表のとおり
 - (一) 当せん証券の種類は、申込みのタイプごとに次のとおりとする。
ア ストレート 申込み数字と抽せん数字が桁ごとの各数字、並びの順序とも一致するもの
イ ボックス 申込み数字と抽せん数字が桁ごとの数字は一致し、並びの順序は異なるもの
ウ セット 「ストレート」と「ボックス」の両方のタイプに同時に二分の一ずつ申し込むもの
エ ミニ 下二桁の数字を申し込み、抽せん数字がその各数字、並びの順序とも一致するもの
 - (二) 当せん金の金額 発売総額の四十五パーセント相当額を、当せん証券の種類ごとに算定された当せん確率に応じて、公平となるよう当せん者間で按分した金額。ただし、当せん金の最高額は二千万円を上限とする。また、当せん金額は百円単位とし、これに満たない端数は切り捨てるものとする。
 - (三) 当せんの数 当せん証券の発売口数に同じ。
- 九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

別表

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日
第122回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	第122回～第131回の各回ごと	平成27年4月1日から平成27年4月14日まで	各回の発売期間の最終日
第123回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	86,000,000円	平成27年4月2日から平成27年4月15日まで	
第124回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	430,000口	平成27年4月16日まで	
第125回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	(ただし、発売状況により増減する場合があります。)	平成27年4月17日まで	
第126回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年4月18日まで	
第127回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年4月19日まで	
第128回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年4月20日まで	
第129回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年4月21日まで	
第130回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年4月22日まで	
第131回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年4月23日まで	
第132回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年4月24日まで	
第133回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年4月25日まで	
第134回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年4月26日まで	
第135回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年4月27日まで	
第136回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年4月28日まで	
第137回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年4月29日まで	
第138回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年4月30日まで	
第139回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月1日まで	
第140回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月2日まで	
第141回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月3日まで	
第142回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月4日まで	
第143回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月5日まで	
第144回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月6日まで	
第145回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月7日まで	
第146回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月8日まで	
第147回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月9日まで	
第148回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月10日まで	
第149回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月11日まで	
第150回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月12日まで	
第151回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月13日まで	
第152回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月14日まで	
第153回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月15日まで	
第154回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月16日まで	
第155回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月17日まで	
第156回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		平成27年5月18日まで	

